

(認定研究開発事業計画の変更の指示)  
 第九条 主務大臣は、法第五条第三項の規定により認定研究開発事業計画の変更を指示するときは、様式第四の通知書によりその旨を認定研究開発事業者に通知するものとする。  
 (認定研究開発事業計画の認定の取消し)  
 第十条 主務大臣は、法第五条第二項又は第三項の規定により認定研究開発事業計画の認定を取り消すときは、様式第五の通知書によりその旨を認定研究開発事業者に通知するものとする。

(特許料軽減申請書の様式)  
 第十一条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令(以下「令」といふ。)第二条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第六により作成しなければならない。ただし、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第一百七条第一項に規定する第四年から第十年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第六により作成しなければならない。

(審査請求料軽減申請書の様式)  
 第十二条 令第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第七により作成しなければならない。  
 (添付書面)  
 第十三条 令第二条第一項又は第三条第一項の申請書(以下この条及び次条において「特許料軽減申請書等」といふ。)に添付すべき令第二条第一項の申請人が法第十条第一項各号のいずれにも該当する者であることを証する書面又は令第三条第一項の申請人が法第十条各号のいずれにも該当する者であることを証する書面は、次に掲げる書面とする。

- 一 申請人が認定研究開発事業計画に従って研究開発事業を行う中小企業者であることを証する書面
- 二 申請に係る特許発明又は発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等がした同項に規定する職務発明であることを証する書面
- 三 申請に係る特許発明又は発明についてあらかじめ特許法第二十五条第一項に規定する使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めのある書面(特許料軽減申請書等の添付書面の省略)

第十四条 特許料軽減申請書等に添付すべき書面(以下この条において「書面」といふ。)を他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の特許料軽減申請書等に添付した書面に変更がないときは、特許料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができる。  
 (実施状況の報告)  
 第十五条 認定研究開発事業者は、認定研究開発事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、経済産業大臣を経由して、主務大臣に様式第八による実績状況報告書により報告をしなければならない。

- 2 前項の実績状況報告書には、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 第一項の実績状況報告書は、英語で記載することができる。
- 4 第二項の書類が日本語又は英語によって記載されたものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この命令は、法の施行の日(平成二十四年十一月一日)から施行する。

(特許法施行規則の一部改正)  
 第二条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。  
 第二十一条の二第二項中、「又は産業技術力強化法」を、「産業技術力強化法」に改め、「出願審査の請求をするときに限る。」の下に、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号)第十条第二項の規定を受けようとするとき」を加える。  
 第六十九条第四項中、「又は産業技術力強化法」を、「産業技術力強化法」に改め、「第三号及び」の下に、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第十条第一項」を加える。

業法第四十四の備考6中「又は産業技術力強化法」を、「産業技術力強化法」に改め、「出願審査の請求をするときに限る。」の下に、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第十条第二項の規定の適用を受けようとするとき」を加える。又は「産業技術力強化法」に改め、「第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減」又は「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第十条第二項の規定による審査請求料の1/2軽減」を加える。

業法第六十七の備考7中「又は産業技術力強化法」を、「産業技術力強化法」に改め、「第17条第1項第1号から第3号まで」を、「第17条第1項第1号から第3号まで、第17条第1項第2号から第4号まで」に改め、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項」を、「第17条第1項第1号から第3号まで、第17条第1項第2号から第4号まで、又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項」に改め、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加える。

業法第六十九の備考7中「又は産業技術力強化法」を、「産業技術力強化法」に改め、「第17条第1項第1号から第3号まで」を、「第17条第1項第1号から第3号まで、第17条第1項第2号から第4号まで」に改め、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成24年法律第55号)第10条第1項」を、「第17条第1項第1号から第3号まで、第17条第1項第2号から第4号まで、又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項」に改め、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加える。

様式第一  
 研究開発事業計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所  
 名 称 及 び  
 代表者の氏名

印

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(注)  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。